

令和 4 年 1 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和4年1月結城市教育委員会定例会

○日 時 令和4年1月25日（火曜日）

○場 所 結城市役所 大会議室1

○出席委員 黒田光浩教育長
岩崎勤委員（教育長職務代理者）
中村義明委員
赤木信之委員
田中昌希委員

○教育委員会事務局

教育部長 飯田和美
学校教育課長 大木博、指導課長 久下英彦、
生涯学習課長 斉藤伸明、スポーツ振興課長 宮本 臣久、
学校教育課学務係長 小林 洋一、
学校教育課学校再編係長 和泉田 真

1 付議事件

- （1）議案第36号 令和3年度結城市教育事務・点検評価結果報告書について
- （2）議案第37号 結城市指定文化財の指定について

2 報告事項

- （1）報告第39号 教育長報告について
- （2）報告第40号 令和3年度卒業式及び令和4年度入学式について
- （3）報告第41号 結城市学校適正配置等に関する提言書について
- （4）報告第42号 「第3次結城市生涯学習推進基本計画（案）」に係るパブリックコメントの実施について
- （5）報告第43号 「第2次結城市スポーツ推進計画（案）」に係るパブリックコメントの実施について
- （6）報告第44号 第14回「新川和江賞 未来をひらく詩のコンクール」について

学校教育課長 それでは、10 分前になりましたが、傍聴の希望者がみえていないようですので、始めさせていただければと思います。

まず、資料のご確認をお願いいたします。

皆さんの机の上に置かせていただいた資料ですが、教育委員会教育長報告（改訂版）という 1 枚のものと、学校適正配置に関するアンケート調査、四ツ京地区、絹川地区結果報告書を机の上に置かせていただきました。そのほかは、お配りした資料になります。大丈夫でしょうか。

それでは、黒田教育長より開会宣言をお願いいたします。

教育長 では、本日の出席委員は 4 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 4 年 1 月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の会議録署名人を指名いたします。

岩崎委員に署名をお願いします。よろしくお願いします。

それでは、これより審議に入ります。

◎議案第 36 号 令和 3 年度結城市教育事務・点検評価結果報告書について

教育長 最初に、議案第 36 号 令和 3 年度結城市教育事務・点検評価結果報告書について、事務局から説明をお願いします。

事務局 定例会次第の 1 ページをご覧ください。

議案第 36 号 令和 3 年度結城市教育事務・点検評価結果報告書について。

上記議案を提出する。

令和 4 年 1 月 25 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

それでは、皆様にお渡ししてあります資料 1 になります。令和 3 年度結城市教育事務・点検評価結果報告書、令和 4 年 1 月結城市教育委員会といったものでございます。

こちら報告書ですが、先月 12 月の定例会において外部評価委員からの報告書に基づき、教育委員の皆様方の意見を取りまとめた内容を教育委員会としての報告書として作成したものでございます。

7 ページをご覧ください。

点検・評価した事業については 12 の事業になっておりまして、教育委員会の意見として加えた事業が、事業番号の 2、小学校 ICT 教育環境整備推進事業、1 人 1 台タブレット端末を授業及び家に持ち帰って、家庭学習等で活用するために、ICT 支援員を充実すること。また、ICT 教育については、教育委員会の担当者だけではなくて、結城市の専門的な知識を持った職員を配置した専門部署を再度つくり、対応していくことが必要との意見がございましたので、教育委員会意見として外部評価のほか、情報モラルの徹底も図られたいということで付け加えさせていただきました。

た。

また、7番、児童生徒自立支援事業につきましても、こちらにつきましては、ゆうの木の話になってきますが、外部評価のほかに正規職員の配置のご意見がございましたので、配置や生徒指導相談員の配置増により支援体制の強化を図られたいというふうな形で、教育委員さんの意見として再度ご確認をいただければというふうに思っております。

この2事業について、外部評価のほかに教育委員さんの意見を加えさせていただきます。

この報告書につきましては、ここでご承認、議決をいただければ、今後は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育委員会として結城市議会へ提出することになります。その後、公表して結城市のホームページに掲載することとなりますので、慎重なご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

ただいま事務局から議案第36号の説明がありましたが、ご質問等ございましたら願いたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

教育長

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

教育長

ありがとうございます。

では、議案第36号についてお諮りいたします。

議案第36号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

教育長

ありがとうございます。挙手満場。それでは、議案第36号は原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

◎議案第37号 結城市指定文化財の指定について

教育長

続きまして、議案第37号 結城市指定文化財の指定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

では、2ページからになります。

議案第37号 結城市指定文化財の指定について。

上記議案を提出する。

令和4年1月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

3ページになります。

結城市文化財の指定について。

下記の文化財について、結城市指定文化財に指定する。

1番、文化財の名称。1つが、城の内遺跡、員数1件、区分は史跡で

す。②名称、多賀谷季雄家文書、員数5点、区分は古文書になります。

こちらの文化財ですけれども、初めての委員さんもありますので、簡単に説明いたします。

城の内遺跡というのが、この市庁舎から南に3・400メートルのところに方形の区画の中世の武家屋敷跡がございます。こちらは室町時代の結城家、もしくはそれに関連する人物の居館跡と考えられるものです。

多賀谷季雄家文書につきましては、戦国時代に結城家の家臣でありました多賀谷家というのがおりましたが、そこに所領を与えるという文書が、当時の結城家の城主であった晴朝であったり秀康、また豊臣秀吉からのそういった古文書がございます。その5点、これにつきまして新たに市の指定文化財に指定をするということで、1月19日に申請がありました。11月の教育委員会定例会におきまして、この指定の是非につきまして結城市文化財保護審議会に諮問をするということで承認され、それを受けまして、1月13日に結城市文化財保護審議会を開催いたしました。

申請された文化財の内容につきまして保護審議会において検討した結果、城の内遺跡、多賀谷季雄家文書、両件とも結城市の指定文化財に著すことに値するというので、5ページにあります。結城市の指定文化財の指定について、次の事件について結城市指定文化財に指定されたいという方針がありましたので、それを受けまして、今回この1月定例会におきまして、指定についての審議、決定をしていただきたいと思います。

なお、実際の指定年月日につきましては、今回の教育委員会で決定したことの告示がされます。その告示年月日が実際の指定年月日ということになりますので、ご了承いただきたいと思います。

説明は以上です。

教育長

ありがとうございました。

ただいま事務局から議案第37号の説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

岩崎委員。

岩崎委員

この前、この多賀谷家の古文書についても実際に実物を見せていただいて、すばらしいものでしたので、我々も、これはこの文化財指定にふさわしいと思います。

教育長

ほかよろしいでしょうか。

中村委員。

中村委員

私、ちょっと浅はかな考え方かもしれないけれども、この指定されたことによって予算の充当が増えてきて、結構、財政を圧迫するわけではないけれども、かなりの部分を占めてくるのかなと思ったので、そういった予算面で例えば何々をしなければいけないとかという、そういったことは特別は発生しないという。

生涯学習課長

そうですね。ただ、今回はもともと教育委員会所蔵ですので、またこれ

が民間に持っているもので例えば修復をしたいとかなったときには、指定文化財ですと市の補助金という制度、金額は別として、そういった制度もありますし、今は市ですけれども、これが県とか国指定となると、逆に今度は国、県とかの補助金を活用できると、そういったものです。

中村委員
教育長

了解です。
よろしいですか。ありがとうございます。
そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

では、議案第37号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。それでは、議案第37号は原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

◎報告第39号 教育長報告について

教育長

続きまして、報告事項に移ります。
最初に、報告第39号 教育長報告について、私から報告いたします。
6ページ、ご覧ください。
報告第39号 教育長報告について。
上記のことについて、別記のとおり報告する。
令和4年1月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。
7ページにあるんですが、そちらの改訂版ということで別紙を用意してあります。そちら、まず別紙の改訂版のほうをご覧ください。申し訳ございません。
というのは、一番最初の米印のコロナ感染症関係について、以前この資料を作成したときともうがらっと変わっていますので、そこだけ変えさせていただきました。
報告のほうさせていただきます。
コロナ感染者について、現在も増えています。明日とか明後日もどうなるか、非常に厳しい状況です。
学年閉鎖が結城小学校5年生、本日から28日まで。これは学年閉鎖、学級閉鎖、全て保健所というよりも学校医さんとの連携、学校医さんと相談の上で決定しております。
学級閉鎖は、結城小学校2年1組も本日から28日まで、結城東中学校は1月15日から19日まで、既に終了しております。
学習活動ですが、現在のところ、感染症対策をきちんとして、通常どおり実施しているところです。
部活動につきましては、昨日から1月31日、つまり1月いっぱい中止にしております。

スポーツ少年団も、本日、中学校と同様に中止にするということで報告しているところでございます。

それ以降は、感染状況を考慮して判断していきたいと考えております。続きまして、進路関係です。

1 番、高校入学試験の日程については、そちらのほうに書いてございます。茨城県、栃木県ともにコロナウイルス感染対策のための追試というのが設けてあるようです。合格発表が、茨城県が3月14日、栃木県が3月11日。3月11日というのは結城市の卒業式の日です。卒業とちょうどかち合ってしまう。

(2) 特別支援学校に入学する児童・生徒がおります。

(3) 番、県立の附属中、古河中等の発表が先週ありました。確約書を取る期間が終わっています。古河中等については合格者が19名受けて6名、下館一高附属中学校が6名受けて5名、下妻一高が4名受けて1名合格で、合計12名おりますが、全員が入学の確約書を提出したという報告が上がっております。

詳しくは8ページをご覧ください。

そちらのほうに手書きの文字も入っているんですが、括弧書きは昨年度です。古河中等とか下館第一の上を書いてある数字が倍率です。下妻一高は今年度からですけれども、3.23倍ということになっております。

参考に、水戸一高、土浦一高、これは男子40人、女子40人、計80人募集です。水海道一高は40名です。そういうような状況になっております。

ただ、こちらのほうは、県立の中等あるいは附属中学校はいわゆる併願ありですので、もしかして、結城市では全員確約書を提出しましたが、ほかのところで辞退があると、その分繰上げ合格というのが出てきますので、もしかしたら増えるかもしれないという、そういう状況です。

下、私立中学校は、現在のところの状況です。こちらはいろいろとまだ変更があるかもしれません。資料として8ページのほうに載せさせていただきました。

(4) 番は、私立中学校進学児童ということで、現在のところ7人合格というところですが、これからもっと変わるかと思えます。

大きい2番、読書奨励賞につきましては、そちらのような結果になっております。ご覧になっていただければと思います。

3番、その他です。いろいろと中止とか書面開催等がございます。そちらに書いてあるとおりでございます。

あと、事務局、これは新川和江賞の表彰式というのは実施する予定ですか。

一応、中止の方向で。

中止の方向で。ありがとうございます。後でまた報告させていただきたいと思えます。

事務局
教育長

(7) 番で、小学校入学説明会ということで、小学校に入学する子の説明会、既に江川北小学校は終了しております。江川北小学校のほうにも確認したんですが、かなり感染症対策に配慮しながら実施したということで、昇降口で密になっちゃうとまずいで、昇降口を通さないでそのまま体育館のほうに行かせるとか。ただ、換気を十分にするということは非常に寒くなるということで、ちょっと保護者の方にはご迷惑をかけてしまったという、そういうような報告も受けているところでございます。一応、2月8日まで、そういう学校で入学説明会があるということを報告させていただきます。

米印なんですが、1月21日に議会の臨時会が開催されて、補正予算について審議していただきました。

私のほうからは以上です。

教育長報告について、ご質問等ございましたらよろしくお願いします。

岩崎委員。

岩崎委員

先ほどのご報告の中のコロナ感染症についてなんですが、学年閉鎖、学級閉鎖等につきましては学校医との連携、判断というお話だったんですけども、今現在は、その学年、学級閉鎖をする場合というのはどんな感じで基準的には考えてやられているのか、ちょっとご説明をお願いしたいんですけれども。

教育長

久下課長、よろしいですか。

指導課長

ガイドラインに沿った形で、学級閉鎖の場合には、1クラスで複数名という表記があります。1人であっても、ほかに体調の悪い児童・生徒等がいた場合には学級閉鎖の対象になるというところなので、今のところは、感染経路が全く違って、2人出た場合には複数名になるので、学級閉鎖の対象としています。さらに、そのほかに体調悪い子がいれば、もちろんということで、あとは日数的なもので、全く感染経路が違って、どうもほかにはあまり波及しなそうだという場合には2日間ぐらいにするという。あとは、体調悪い子がもう続々出てきているという状況があれば、1週間なり7日間という形で期間を決めて対応のほうをしております。

学年閉鎖については、学年の感染状況、1学年3学級あるうち、2学級が学級閉鎖の状態になっているというようなところを加味した上で決定していますが、全て学校医さんに相談の上、学校医さんのほうで、それはもう学年閉鎖にすべきだとか、学級閉鎖やらなくちゃ駄目だよというようなその判断をいただいた上で決定をしております。

以上です。

岩崎委員

分かりました。ありがとうございます。

教育長

赤木委員。

赤木委員

あわせて、インフルエンザなんかは、ある程度基準という数がありますよね。コロナの場合は、その数には全然こだわらないで、学校医さんとの判断で閉鎖にするか、継続するかということなの。

指導課長

そうですね。実際、陽性の判定自体も、もう症状があれば陽性だったり、抗原検査で陽性だったらもう陽性だったり、ちょっとその陽性の基準さえも大分難しいところがあって、もう兄弟で濃厚接触者になっているんで恐らく危ないよなという場合には、もうPCR検査すらやってもらえない。症状が出たらまた来てくださいみたいな感じなので、もうそうするとその子は陽性としてカウントしていいのかどうかというところにもきちゃうので、陽性の数だけってなっちゃうと。

教育長

中村委員

中村委員。

これ、ちょっと話していたんですけれども、これ、私は、かなり対応が難しくなる可能性が大いにあると思うんですね。これ、ガイドラインというのは複数名学級で出た場合にという、2名ですよ。例えば、これからどうなるかは分からないけれども、複数名というのはかなりの頻度で出てくる可能性がある。そうすると、学級閉鎖というのはあちこちで起こり得る。この学級閉鎖というのは、学級閉鎖をする、登校しないんですから、そのときの例えば学力保障というか、何というのかな、授業……、何という言葉を使いますか、授業保障というか、そういったことが一番学校を運営していく上で大変になってくると思うんだよね。

だから、それを私たちは学校現場でどういうふうに取り扱っていいかというのは、結局、よりどころは学校医さんだと思うんですけれども、その学校医さん同士で横のリンクを張って、ちゃんとそういう統制が取れているかというところをクリアできそうもないと思うんですね。だから、その辺の取扱いはどうなんですかね。

先ほど赤木委員からあったインフルエンザだと、在籍生徒の何パーセントでという話があります。これはかなりだから余裕は感じられますけれども、この複数名というのは物すごく厳しいシビアな判断材料だと思うんだよね。いかがですか、その辺は。

指導課長

国のほうで文科省のほうで定めた基準なんです。なので、その判断基準については、幾ら学級閉鎖が多くなったとしても上げるつもりはないというふうには考えてはいるんですけれども、例えば今日の結城小学校の例で見ますと、午前中のうちに判断ができれば、午前中のうちにタブレット全員配付の準備をして、次の日の学級閉鎖に備えてもうタブレットを持ち帰って、次の日は朝、健康観察をタブレットを通してやって、課題もタブレットを通して出して学習保障をしていくというような準備をやった上で、今日、学級閉鎖になっているんです。

教育長

その学校医さんの連携については、私のほうで、学校保健会の渡辺由紀先生が会長なものですから、常に先生とどういう状況なのか。先生も、必ず結城小学校の学校医さんと連絡を取って、こうこうですよということをもう、私が電話で情報を確認するまでも、知っているんですよ。だから、恐らく、どうでしょうかということの横の連携というのはしていると思うんです。

ただ、やっぱり先生が言うのには、複数ということの捉え方というのは非常に難しいと。ただ、我々は、先生も学校医さんらも、複数というのはもう2名を複数なんだと、やっぱりそれはきちんと守っていかなきゃいけないということで。昨日も実は部長とも話していて、この1組、2組で3組出していないというんだったら、3組はいいんじゃないの。でも、やっぱり学校医さんにちょっと相談してみようというのと、学校医さんは、もうこれは2つのクラス、複数のクラスが出ているということは、きちんと学年閉鎖にするとガイドラインに書いてあるんで、そうしましょうということで、もうすぱっとそういうことで。学校としては、すごく学校医さんのアドバイスというのはありがたい。

中村委員

もう本当に学校、子供を休ませると、その学習保障なりの問題もあるんだけど、結局、家庭の生活スタイルを変えてしまうことにもなりますよね。今、共働き世帯が多いので、あとは学童とかそういう外部の面倒を見る機関との連携とか、また増やさなきゃならないとか、担当者をね、学校のほうの、そういうことに関わってくるし、結構大変なことだと。

あと、学力面でいうと、タブレット云々の学習のスタイルなんだけれども、今度、子供さんをお持ちのお母さんが委員さんで入ってこられたので。いろいろリアルタイムできっとそういう問題とかを提示させていただけるんだと思うんですけども、なかなか、これから実際にそれが起こってくると、じゃ、タブレットでどうするんだとか、これで保障されていけるのとか、いろいろ悩みはあると思うんで、その辺をこれから少し推計というか、追っていかなきゃならないかなという思いはしていますよね。

教育長

今、話していて、一番悩んでいるのは田中委員さんかなと思って、意見をお伺いしようと思ったので。今、話、聞いていてどうですか、率直に。

田中委員

そうですね。まず、子供が感染すると、必ずやっぱり親、大人が、看病する人がつかなきゃならない。そうなるのと、やっぱり大人も感染してしまう。だから、極力、子供には感染してほしくないんですよね。だから、学校でのクラスターというののもどうにか起きないでほしいというのが親としての願いなんですけど、そういう中で、先日、学校のほうから、こういった状況なので、もう風邪症状、子供が風邪症状がある場合、もしくはその家族に風邪症状がある場合には、もう無理なく休んでくださいというメールで来たんですが、それはうちの小学校だけですかね、それとも……。

指導課長

いや、多分、全部。

田中委員

全部。それで、欠席しても欠席扱いにならないというメールをいただいて、そこをやっぱり予防というところでまずはもう一度徹底すると、親も意識が、クラスターを防ぐというところの一つの方法かなと思います。

あとは、さっきお話を伺っていて、学級閉鎖になってタブレットを持ち帰ったというところで、タブレットで健康観察というのがあったんですけども、それは、うちで使っていたときはT e a m s というので、みんなの顔が見えて、みんな元気ですかってやっていたんですが、でもちょっと

学級閉鎖が起きているときにそれをやると、コロナ感染している子供、例えば熱が出ている子とかは出られなかったりするじゃないですか。そうすると、ほかの子にも、あの子がコロナ感染者なんだねって特定できて、ちょっとそういった何か問題が起きるのではないかとちょっと思ったんですが、どのように健康観察とかしているんですかね、実際に今。

指導課長

恐らく、私も健康観察って聞いたときに、今言ったT e a m s の形ですよ、夏頃にやっていた、その形を想定していたんですけども、今、ご指摘あったように、当然、体調悪い子が入ってこなくていいよという連絡はしているんですけども、逆に入ってこなくていいよということは、イコール体調悪いってなっちゃうので、ちょっとそこところは確認させていただければと思います。

教育長

田中委員のご意見というのはやっぱりリアリティーがあるというか、ああ、なるほどなと思って聞かせていただきました。

ほかいかがでしょうか。

岩崎委員。

岩崎委員

学級、学年閉鎖の判断、学校医もなかなか難しいとは思いますが、やはり、もう少し、先ほどのように、じゃ、2クラスでも1クラスは出ていないんだからやろうといっても、もし万が一そこでまた出てしまって、それでクラスターのなそういう判断をされてしまうと、今度は、学校側のそういうふうな学力とかそういうことを考えていいと思ってやっても、やっぱり保護者とかそういう周りの判断というのは、そういう適正な中止判断ではなかったと言われてしまうので、非常に難しい、学校側も難しい立場なんだなというふうには感じます。なかなかこのようなちょっと厳しい、過剰と思われる判断をするのも、これはやっぱり致し方ないのかなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

教育長

ただ、やっぱり以前の休校措置とか陽性者の対応とは明らかに違うというのは、学級で1人陽性が出たら、恐らく前後左右何人かはもう濃厚接触者だよということで、もうそれで指定されてお休みになると思うんですけども、今はもうないですよ。1人出ても、濃厚接触者という指定というのはされないと思う。給食を食べていても、終わったらマスクをして、前を向いているから、そこで濃厚接触者はいない、そういう判断だと思うんです。

なので、学校では、やっぱりこういう、今、物すごい感染数になっていますけれども、だから何ができて何ができないのか、全部やらないというんじゃないで、だったらもう、休校にすれば一番いいんですけども、今までとは違うのは、ある程度コロナの正体もつかめてきたというようなところで、今、学校としては、これはできる、工夫しながらできる、この前の江川北の入学説明会じゃないんですけども、これはこういうふうにやればできるんじゃないかということを、今、各学校でいろいろと工夫して今やってもらっているところですね。だから、全てコロナだからやらない

というんではなくて、どうやったらできるかという方向で今検討してもらっている。当然、そのときに感染しちゃうというのはあるかと思うんですけれども、極力そのリスクを減らしながら実施していく、そういう考えなのかなって今感じています。

いかがでしょうか。尽きないと思うんですけれども。

赤木委員

自分なんか心配するのは、やっぱりコロナ感染、感染で先生方とか教育委員会が疲弊しちゃうんじゃないかな、疲れ切っちゃうんじゃないかなと思うんですよね。そうなったときに、じゃ、どういうふうに対応していったらいいのかというのを何か、どこが何をやるといってもなかなか難しいとは思いますが、先生方が一番困惑しちゃうのが一番心配だなと思うんですよね。

教育長

実際、出てきていますよね。先生方、ご家族が濃厚接触者とか感染でちょっとそういう疑いがあるので、学校へ行くのをやめるというのはありますよね。だから、それが増えちゃったら本当に危ないなという感じはします。

赤木委員

やっぱり保護者にも、こういう状況なんで、学校医と連携の上で判断しているので、ぜひ協力をお願いしますで推していくしかないのかなと思いますね。

中村委員

そういうコロナに対する予防意識よりも、もう少し家族を含めて強い意識なり行動なりが要求されることになってくるのかなと思うんですよね。だから、それを今度やっぱりどんどん深めていっちゃうと、さっき赤木委員が言われたように疲弊することにもつながるという。先生方は元気でいてくれないとね、子供たち、ますますしょぼんとしちゃうんで。だから、先生方には精神的な面でもフィジカルな部分でも、全て元気でいてほしい感じがするんだけど。そのためには、やっぱりコロナにかからないような何かより効果的な、効果的というものもないのかな、安全策を取った行動が要求されますよね。なかなか難しいんだろうけれども、そういう意識そのものがこれからは大事になってくるのかなという思いがあります。あなたのバックには多くの大事なかけがえのない子供たちがいるんだよみたいな、そういうことは、もうより以上に自覚してもらわないとならないかなという思いはありますよね。

教育長

岩崎委員。

岩崎委員

今、中村委員さんとか赤木委員さんが言われたような、そういう先生方の、そういう現場の先生方がコロナに対する対応というのを、精神的なそういう部分をケアするとかという体制というのは、今、現時点ではどうなっているのでしょうか。

教育長

体制というか、きのう、久下課長が職員向けにプリントを出したと思うんですけれども、その中身はどんなことを書いてあったんだっけ、あれは。

指導課長

教育公務員としての自覚を持って行動してくださいと、今言ったような

話になるんですけれども、行動制限を十分かけるという部分においては意識を持ってやってもらいたいですけれども、ただ、あまり強くなっちゃうと、念には念を入れてとなっちゃうと、ちょっと近くの方が濃厚接触者になったので学校を休みますってされちゃうのも困るんです。だから、できればワクチン接種とかそういう形で何かフォローアップがあればいいのかなというところがあるんですけれども、まだちょっとそっちにワクチン3回目よりは、高齢者のほうのワクチン3回目のほうが先行しているようなところがあるので。

教育長

同じようなことを久下課長が書いてくれたのは、市役所でそういうことで責任ある行動を取りましょうということで回ってきて、これはもう市役所の職員も全部それはもう、恐らくエッセンシャルワーカーになるんですよ、市役所の職員って。だから、それで、そういうことなんで、だからそれを市役所の職員皆さんもそういう責任ある行動、なので、もう一回、具体的にああやれ、こうやれというのはなかなか言えないんですけれども、学校の先生にも責任ある行動をお願いしますということで、そういう言い方しかできないのかなということで。

教育長

中村委員。

赤木委員

さっき、田中委員さんがおっしゃっていましたが、リモートでタブレットでやれば、出てこない子が感染しているんだろう。その部分が一番怖いところだと思うんですよ。恐らく誰ちゃんがなっているんだろう。

私、今、人権擁護委員もやらせていただいているんですが、コロナを差別につなげないという大きなテーマで、今、取り組んでいるところなんです。やっぱり各学校でも、万が一そういうふうなことがあっても、絶対、今の病気が治れば大丈夫なんだよ。ふだんからやっぱり各学級でそういう子供たちに指導をしていくということも、改めて考え直す必要があるのかなと思います。

教育長

再度徹底していきたいと考えております。このリボンも間違いなくそれなので、シトラスリボンは。

ありがとうございました。いろいろ尽きないと思うんですが、またご助言よろしくお願いします。

では、報告第39号については終了いたします。ありがとうございました。

◎報告第40号 令和3年度卒業式及び令和4年度入学式について

教育長

続いて、報告第40号 令和3年度卒業式及び令和4年度入学式について、事務局から報告をお願いします。

事務局

それでは、次第の9ページ、報告第40号 令和3年度卒業式及び令和4年度入学式について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和4年1月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

10ページと11ページをご覧ください。

現段階ではございますが、卒業式及び入学式については挙行する予定で
ございます。今後、新型コロナウイルス感染症の拡大の程度によって規模の縮小や
中止、考えられると思いますが、現状として予定を報告させていただきます。

まず、令和3年度の卒業式が令和4年3月11日、栃木県高校入学の入
試の発表の日となります。各中学校には、いつも市長、副市長、教育長に
出席していただいております、回り順での出席になっております。

小学校の卒業式は、3月18日金曜日になっております。開始時間は学
校によってまちまちですが、おおむね9時から9時半となっております。
こちら小学校の卒業式については、教育委員の皆様方にも順次、順番でご
出席していただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

11ページが、今度は令和4年度の入学式になります。卒業式と同じく、
中学校には市長、副市長、教育長に出席いただきまして、小学校について
は教育委員の皆さんにご出席をいただく予定となっておりますので、よろ
しくお願いいたします。

また、先ほど申し上げましたように、出席校については、割り振りして
いる学校について順次、回させていただきますので、ご了承願います。

また、今、話がありましたコロナの影響によって、式がどうなるかはっ
きり分かりません。もし変更がございましたときには、メール電話等でご
連絡をさせていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

以上が報告第40号 令和3年度卒業式及び令和4年度入学式について
でございます。

教育長

ありがとうございました。

ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長

では、報告第40号については終了いたします。ありがとうございます。

◎報告第41号 結城市学校適正配置等に関する提言書について

教育長

続きまして、報告第41号 結城市学校適正配置等に関する提言書につ
いて、事務局から報告をお願いします。

事務局

それでは、資料の12ページをご覧ください。

報告第41号 結城市学校適正配置等に関する提言書について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和4年1月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

冊子の資料 2、そちらになります。そちらの提言書をご覧ください。

そちらは、令和 4 年 1 月 11 日に学校適正配置等検討委員会から提出された提言書になります。この提言書は、9 月に公開した中間報告を基に、アンケート調査結果を踏まえた内容となっておりますので、まずはアンケート調査につきましてご説明したいと思います。

本日、お配りさせていただきました学校適正配置に関するアンケート調査、四ツ京地区、絹川地区結果報告書をご覧ください。

こちらのアンケートは、中間報告を公表した上でアンケート調査を実施するとした四ツ京地区、絹川地区について、結果を集計した資料になります。電話や窓口での問合せは約 30 件あり、多かった内容としては、「それをいつやるのか」、「既に決まっていることなのか」といったもので、あくまでもこれから市の方針を決めていく上で参考とさせていただくアンケート調査であるということで説明をさせていただきました。

アンケート調査をお開きいただきますと、調査の概要、調査期間とか調査の内容等が書いてございます。

3 ページ目をちょっとお開きいただきまして、ちょっとページ番号が載ってなくて大変恐縮なんですけど、3 枚目の四ツ京地区、それから絹川地区のまとめたものがありますので、こちらをご覧くださいませでしょうか。

四ツ京地区につきましては、中間報告で 2 つの案がございました。小学校校区から変更する場合、それから中学校校区から変更する場合ということで 2 パターンの案がありまして、いずれの案を採用するかということアンケート調査をいたしました。

その結果なんですけど、結城西小学校、結城中学校に通っている児童・生徒がいる世帯では、案 1、案 2 どちらの案も反対で、学区はそのままにしてほしい、そういった意見がほとんどでございました。理由としましては、途中編入による不安、それから、結城小学校・結城東中学校に変更された場合、通学路が現状では整備されていない、道が狭かったりする、こういった理由から反対する意見が多くございました。

要望としましては、四ツ京地区の区画整理を行っておりますので、区画再編の見直しや、その見直し後の地区が変更されますので、それに合わせて学区編成を検討してほしい、そういった意見がございました。

結城小学校に通っている世帯では、既に学区外申請の手続が済んでいることから、案の 1、小学校から結城小学校に変更するという案なんですけど、そちらの案を賛成する割合が高くなってございます。

それから、未就学児がいる世帯では、どちらの案も反対であり、要望として、希望選択制にしてほしい、そういった意見が多くございました。

それから、絹川地区でございますが、こちら絹川地区は小森、久保田、宮崎、慶福、こちらの 4 地区になります。現在では結城東中学校が指定校ということで、そちらに通っているという学区なんですけど、小中一貫ということで、南中学校区との小中一貫校ができた場合に学区を変更するとい

うふうな案だったんですが、意見としましては、絹川小学校、結城東中学校に通っている児童・生徒のいる世帯では、案に反対を選ぶ割合が多くございました。学区はそのままにしてほしいというような意見があります。理由としましては、自転車通学において、結城東中学校のほうが通学距離が近いこと、それから防犯上の観点からそういった意見がございました。保護者の経験上の意見で、南中学校までは道が暗くて怖い、そういった経験をしたというふうな意見もいただきました。

未就学児がいる世帯では、割合的には賛成、反対が大体同数というふうになっております。

それから、自由記載の内容では、友人関係や学力の面で小中一貫教育に賛成する意見がありました。

一方で、中学校での自転車通学においても、スクールバスでの対応を要望する、そういった意見もございました。

いずれにしても、現時点では変更すること、または変化を求めること、そういったことにはならない結果となりました。

続きまして、資料2のほうに戻っていただきたいと思います。提言書ですね。

提言書につきましては、中間報告から内容に変更がある点を主に説明させていただきますと思います。

提言書を開いていただきますと、まず、提言書は総論と各論というふうには載せ方をしております。2ページ、3ページお開きください。

2ページの総論では、小中学校の適正規模について、小学校は12から18学級、中学校は6から18学級とクラス替えのできる規模とし、適正配置については、長期的視点に立ち、適正規模を安定的に維持できるようにすることを念頭にということで提言をいただいております。また、児童・生徒に影響が少ないよう配慮し、スクールバスの導入や統廃合後の学校施設の利活用に触れ、より魅力的な学校となるよう努めるように求められております。

3ページの各論の部分でございます。

中間報告と同じような4案になっております。

1つ目の結城南中学校との適正規模化では、中間報告において、令和8年度に開校できることが望ましいとしておりましたが、本提言書では、できるだけ早期に開校できるよう整備を開始することが望ましいというふうな表現になってございます。

次に、5ページになります。

結城中学校区の適正規模化では、統合する時期については、児童数の推移を見極め、令和10年度以降を目安に準備することとし、具体的な時期を示しております。

続きまして、6ページになります。

3の結城中学校区・結城東中学校区の学区再編については、継続検討す

ることとし、見直しの時期については、北西部の土地区画整理事業の進展による新たな区画割の決定や県道結城坂東線、結城野田線を結ぶ新たな都市計画道路の整備の進捗を踏まえ、関係機関と協議の上、適宜判断することということで、検討時期の条件が追加されています。

その下の４番目の結城南中学校・結城東中学校区の学区再編では、同じく継続検討することとし、現状においては、現在の中学校の通学区域を維持することとし、柔軟に対応することとしてございます。

以上が９月の中間報告からの変更点でございます。

報告第４１号の説明は以上になります。

教育長

ありがとうございました。

報告第４１号について、ご質問等ございましたらお願いします。

（発言する者なし）

教育長

では、よろしいでしょうか。

では、報告第４１号については終了いたします。ありがとうございました。

◎報告第４２号 「第３次結城市生涯学習推進基本計画（案）」に係るパブリックコメントの実施について

教育長

続いて、報告第４２号 「第３次結城市生涯学習推進基本計画（案）」に係るパブリックコメントの実施について、事務局から報告をお願いします。

事務局

１３ページになります。

報告第４２号 「第３次結城市生涯学習推進基本計画（案）」に係るパブリックコメントの実施について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和４年１月２５日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

資料３の第３次結城市生涯学習推進基本計画（案）を見ながらお聞きいただきたいと思います。

現在、第２次生涯学習推進基本計画の計画期間中ですが、その第２次計画期間が令和３年度、今年度で終了することに伴い、令和４年４月からの第３次基本計画に移るに当たり、その案を作成し、今回、この後、パブリックコメントを実施するものです。

資料３のほうの推進計画のほうですけれども、まず１ページに、第１章、計画の策定に当たりということで、生涯学習とはという定義づけですね。生涯学習とは、私たちが生涯にわたって行う学習活動であり、それぞれの生涯を通じて豊かな人生を送るために、自発的な意思に基づき、主体的に行うことを基本とし、必要に応じ、自己に適した手段、方法を自ら選んで、生涯学習、生涯を通じて行うものですという定義づけをしております。

それに伴って、４ページになりますが、計画の基本的な考えとして、計

画の目的としまして、本市の市民の自発的意思を尊重し、多様化する市民のニーズに合わせ、その選択可能性を保障するための条件を整備するとともに、生涯学習の具体的成果を自身の豊かな人生に結実させるだけでなく、本市に関わる全ての人がまちの主役として活躍し、学びの成果を新しい時代に対応した地域や社会の創造へとつなげることを本計画の目的としております。

また、本計画の策定の方法としましては、基本的には、現在、市で行っている生涯学習関連の事業を体系化してまとめたものということになります。

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間です。

この生涯学習推進計画は、第1次計画というのは平成24年度から28年度の5か年間で行いまして、このときは139事業が掲載されておりました。ただ、進捗管理等をするのに139事業というのは非常に多過ぎるということで、もう少しちょっとやっぱり減らしてほしいという意見が出まして、第2次計画の平成29年度から令和3年度まで、現在は68事業が計画事業として掲載しております。

今後、第3次、令和4年度から13年度までは50事業に縮小しまして、本質的に生涯学習に係る事業を掲載しております。ただ、10年間という事業期間ですけれども、5年後に見直しを行うという予定になっております。

また、8ページに、第3次として本市の現況と課題としまして、市の人口構成ですとか階層別の年齢ですね、高齢化が進んでいくところに、少子高齢化ということで人口減少も進んでいる、そのような状況であったり、10ページの各種施設の利用状況、また今回の策定に当たってアンケート等は実施しておりませんが、近年行いました各種計画策定のための市民のアンケート、行動調査等から生涯学習課に係るものを確保いたしまして、その生涯学習に対する市民の意識の把握に努めております。

続きまして、16ページに、本題としまして、第4章として基本理念、基本目標として掲げられていまして、基本理念としては、これは第1次からそうすけれども、「生涯学習をつむぎ織りなす”結”のまち」というのを基本理念として掲げまして、また、これを体現するための基本目標を3つ、基本目標1が、自ら学習する機会づくり、基本目標2が、生涯学習を支える場と人づくり、基本目標3として、生涯学習を生かす地域づくり、この3つの基本目標に分類するとともに、各施策におきましての方向性を全部で10の方向性を掲げまして、それに現在実施している具体的な事業を当てはめております。

基本目標1の自ら学習する機会づくりに関しては19事業、2の生涯学習を支える場と人づくりには18事業、生涯学習を生かす地域づくりは13事業、計50事業を掲載しておりまして、その各事業につきましては、18ページの第5章、施策の展開ということで記載しております。

1次と2次につきましては、事業の目標とか事業内容のみの掲載でしたが、数値目標というのも記載したほうがいいだろうということで、第3次計画から令和2年度の現状値と5年後の令和8年度の目標値を掲載しております。ただし、これにつきましては、令和2年度につきましては、コロナの影響で事業を実施していなかったり縮小したりして、かなり数値的には落ち込んでいるものもありますので、そういったものについては令和1年度の現状値ということで記載をしております。

最後に、こういったものを毎年、41ページになります、計画の推進ということで、そちら毎年各課のほうから事業の進捗、内容について上げていただきまして、それを生涯学習市民会議、これは市民の皆さんに委員をお願いしているんですが、市民会議であったり、各課の課長による幹事会であったり、また部長による本部会議、そういったものでそれらを報告いたしまして、各部の意見をいただきながら、修正であったり、いろんな意見、そういったものを捉えて、次年度の計画にそれを生かしていく、そういったサイクルで各部の進捗管理等をやっております。

以上が第3次結城市生涯学習推進基本計画の簡単な内容になりますが、ただ、ちょっと皆さんに今日、案としてお上げしましたがけれども、実は先日、本部会議という部長さんの会議がありまして、そこで意見が市長をはじめ出まして、それが完全に把握し切れていないので、実際パブリックコメントが今後2月の中旬、16日から予定しておりますが、そのときには若干変わっているところがありますので、申し訳ありません、ちょっと修正し切れなかったものですから、ご容赦いただきたいと思います。

そういった2月中旬のパブリックコメントを経て、3月に定例教育委員会の協議を経て、計画案、計画として発表していきたいというふうに考えております。

以上です。

教育長

ありがとうございました。

何かご質問等ございますか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

では、報告第42号については終了いたします。

◎報告第43号 「第2次結城市スポーツ推進計画(案)」に係るパブリックコメントの実施について

教育長

続いて、報告第43号 「第2次結城市スポーツ推進計画(案)」に係るパブリックコメントの実施について、事務局から報告をお願いします。

事務局

資料の14ページをご覧ください。

報告第43号 「第2次結城市スポーツ推進計画(案)」に係るパブリックコメントの実施について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和4年1月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

資料でお渡ししております資料4をご覧ください。

こちらが第2次結城市スポーツ推進計画（案）となっております。こちらについてご説明をさせていただきます。

結城市では、平成23年、2011年でありますけれども、3月に第6次結城市総合計画を策定いたしまして、将来都市像、「みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城」として、この実現のための各種施策を実施してまいりました。

この総合計画を基に、本市ではスポーツに関する現状の課題と中長期的な方針を明確化し、スポーツに関する各種事業を計画的に推進するため、平成31年、2019年の3月に結城市スポーツ推進計画を策定いたしました。こちらは3か年の推進計画となっております。

そして、昨年、令和3年、2021年3月に将来都市像、「みんなの想いを未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち 結城」を掲げた第6次結城市総合計画が策定されました。それに伴い、8月に市民のスポーツとの関わり方やニーズを把握するためスポーツ実態調査を行いまして、これを基に、スポーツ推進審議会における調査、審議を経て、令和4年から令和8年までの5か年の第2次結城市スポーツ推進計画を策定し、このたびパブリックコメントを実施するというようなものとなっております。

内容につきましては、5次総から6次総に合わせた内容ということで、大きな変更点は実際ございません。事業の内容を組み換えたのが主なものとなっておりますけれども、幾つか加えられた文言がございますので、こちらについてご説明をさせていただきます。

資料の29ページをご覧ください。

今まではスポーツに携わる人の内容についてのものが多い内容となっておりますが、今後はスポーツを通じた地域振興事業の変更ということで、地域振興や企業の社会貢献など様々な分野へ内容が広がっているということもございまして、こちらの内容を大きく付け加えさせていただいたものとなっております。

まず、1番、結城市が持つ資源と活用方法案ということで、鹿窪運動公園をはじめとするスポーツ施設、こちらをスポーツ大会や合宿の誘致に利用していこうと思っております。近隣ですと、栃木ゴールデンブレーブスや茨城アストロプラネッツといった野球チームがございまして、こちらが利用するというようなことも多くございます。また、オリンピックについては、事前キャンプを行っていたところでもございましたので、こちらにどんどん利用していただくというように今後とも利用を拡大したいと。また、シルクカップロードレース大会につきましては、市外から多くの方が訪れる大会ということで定着しておりますので、経済効果の拡大や市のPRの機会ということで、最大限に利用するというようなことでもございま

す。

こちらが2番の事業実施の効果のほうになるんですけども、スポーツツーリズムということで、スポーツを利用した交流人口の増加、活性化、こちらを目的として、結城にいろんな方に来ていただいて、結城のよさを分かっただくというようなことで進めていきたいというようなことを考えております。それで、するスポーツから見るスポーツ、支えるスポーツの機会の創出を狙っていこうというようなことを考えて、こちらを計画に盛り込ませていただきました。

内容としては以上となります。

教育長

ありがとうございました。

何かご質問等ございましたらお願いします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第43号については終了いたします。

◎報告第44号 第14回「新川和江賞 未来をひらく詩のコンクール」について

教育長

続いて、報告第44号 第14回「新川和江賞 未来をひらく詩のコンクール」について、事務局から報告をお願いします。

事務局

報告第44号 第14回「新川和江賞 未来をひらく詩のコンクール」について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和4年1月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

16ページ、17ページをご覧ください。

これは毎年、結城図書館と共催、生涯学習課の共催ということで開催しております新川和江賞ですけども、今年で第14回になります。小・中学校、高校生に募集をいたしまして、今年度は1,989人からの応募がございました。この作品を審査した結果、新川和江賞、これは最優秀作品となりますが、につきましては、結城西小学校6年生登坂悠生君、「おばあちゃんの庭」という詩が最優秀新川和江賞に選ばれております。また、そのほか、優秀賞12名、優良賞31名ということで、合計44名の方が受賞をいたしました。

なお、表彰式につきましては、2月13日の日曜日に実施する予定でしたが、先ほどから話題に上っているとおり、新型コロナ感染が拡大している、特に今、小・中学生の感染が多いということで、現時点ではこれにつきましては、実際の対面での表彰式については中止という方向で今検討をしております。また、その代わり、何らかの皆さんに公表する機会、これについては検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

教育長

ありがとうございました。

何かご質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

ありがとうございます。

それでは、報告第44号については終了いたします。ありがとうございました。

以上で本日の議案、報告案件は全て終了いたしました。

慎重なご審議、ご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

以上をもちまして、令和4年1月教育委員会定例会を閉会いたします。

午後5時25分 閉 会

上議事録は事実に相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員